

災害時における医療救護活動に関する協定書

新座市（以下「要請者」という。）と一般社団法人朝霞地区薬剤師会（以下「協力者」という。）は、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、新座市地域防災計画に基づき、要請者が行う医療救護活動に対する協力者について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 要請者は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、協力者に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 協力者は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を救護所等に派遣するものとする。

（派遣された薬剤師に対する指揮）

第3条 協力者により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、協力者の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第4条 派遣薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品等の仕分け及び管理
- (3) その他必要な措置

（派遣薬剤師の輸送）

第5条 要請者は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 避難所等で使用する医薬品等は、派遣薬剤師が携行するもののほか、要請者及び協力者が協力して調達するものとする。

（調剤費の負担）

第7条 第4条の業務に関わる調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 第2条による要請に基づき、協力者が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、要請者が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した経費
- (2) 派遣薬剤師が携行し、又は要請者及び協力者が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち要請者が必

要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県薬剤師会が平成19年1月24日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定に準ずる。
(訓練)

第9条 協力者は、要請者から依頼があった場合は、要請者が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

(応援協力)

第10条 要請者が災害時における応援協定等を締結している市町村に薬剤師を派遣する必要がある場合には、協力者は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により協力者が市外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。
(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、要請者及び協力者が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、要請者及び協力者いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、要請者及び協力者両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月12日

新座市野火止一丁目1番1号

要請者 新座市

新座市長

復田健治



朝霞市西原2丁目15番18号

協力者 一般社団法人 朝霞地区薬剤師会

会長

松永仁



災害時における医療救護活動に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、和光市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を救護所等に派遣するものとする。

（派遣された薬剤師に対する指揮）

第3条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第4条 派遣薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品等の仕分け及び管理
- (3) その他必要な措置

（派遣薬剤師の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 避難所等で使用する医薬品等は、派遣薬剤師が携行するものほか、甲乙が協力して調達するものとする。

（調剤費の負担）

第7条 第4条の業務に関わる調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した経費
- (2) 派遣薬剤師が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県薬剤師会が平成19年1月24日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定に準ずる。

（訓練）

第9条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（応援協力）

第10条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に薬剤師を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月12日

和光市広沢1番5号

甲 和光市

和光市長

松本 武洋



朝霞市西原2丁目15番18号

乙 一般社団法人 朝霞地区薬剤師会
会長

松永 仁



災害時における医療救護活動に関する協定書

朝霞市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、朝霞市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を救護所等に派遣するものとする。

（派遣された薬剤師に対する指揮）

第3条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第4条 派遣薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品等の仕分け及び管理
- (3) その他必要な措置

（派遣薬剤師の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 避難所等で使用する医薬品等は、派遣薬剤師が携行するものほか、甲乙が協力して調達するものとする。

（調剤費の負担）

第7条 第4条の業務に関わる調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した経費
- (2) 派遣薬剤師が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県薬剤師会が平成19年1月24日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定に準ずる。

（訓練）

第9条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（応援協力）

第10条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に薬剤師を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月12日

朝霞市本町1丁目1番1号

甲 朝霞市

朝霞市長 高岡勝則



朝霞市西原2丁目15番18号

乙

一般社団法人 朝霞地区薬剤師会
会長

松永 仁



災害時における医療救護活動に関する協定書

志木市（以下「甲」という。）と一般社団法人朝霞地区薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、志木市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師を救護所等に派遣するものとする。

（派遣された薬剤師に対する指揮）

第3条 乙により派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、乙の指定する者が行うものとする。

（派遣薬剤師の業務）

第4条 派遣薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品等の仕分け及び管理
- (3) その他必要な措置

（派遣薬剤師の輸送）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、派遣薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の確保）

第6条 避難所等で使用する医薬品等は、派遣薬剤師が携行するものほか、甲乙が協力して調達するものとする。

（調剤費の負担）

第7条 第4条の業務に関わる調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第8条 第2条による甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要した次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要した経費
- (2) 派遣薬剤師が携行し、又は甲乙が協力して調達した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 派遣薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、埼玉県と社団法人埼玉県薬剤師会が平成19年1月24日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定に準ずる。

（訓練）

第9条 乙は、甲から依頼があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（応援協力）

第10条 甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に薬剤師を派遣する必要がある場合には、乙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 前項の規定により乙が市外で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定の規定を準用するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

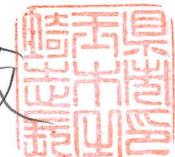
平成27年12月12日

志木市中宗岡1丁目1番1号

甲 志木市

志木市長

香川 武文



朝霞市西原2丁目15番18号

乙 一般社団法人 朝霞地区薬剤師会

会長

松永 仁

